

Zenken通信 (vol. 43)

▽ 今回のお届け情報

Title: 徳島県「低入札調査基準価格を新モデルに準拠」

Outline

添付資料P1~7

○徳島県は7月1日以降に公告する案件から、低入札調査基準価格の算定式を新中央公契連モデルに準じて見直した。
 なお、最低制限価格及び低入札価格調査制度における失格基準価格については、それぞれ5月と6月にすでに改正している。

[見直し内容]

1. 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

2. 算定式

【土木工事】・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

【建築工事】・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow \times 0.90 \times 0.95$
 ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow$ (直接工事費 $\times 0.1$ + 現場管理費) $\times 0.70$
 ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

《徳島県建設業協会提供》

▽ 今回のお届け情報

Title: うきは市「最低制限価格を新モデルに」

Outline

添付資料P8

○福岡県うきは市は6月25日以降の発注案件から、最低制限価格の算定式等を福岡県の算定式等（新中央公契連モデル）に準じて見直した。

[見直し内容]

1. 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

2. 算定式

・直接工事費 $\times 1.00 \Rightarrow \times 0.95$
 ・共通仮設費 $\times 1.00 \Rightarrow \times 0.90$
 ・現場管理費 $\times 0.20 \Rightarrow \times 0.70$
 ・一般管理費 $\Rightarrow \times 0.30$

《福岡県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格制度について

1) 対象工事

○設計金額3千万円未満の工事及び委託業務のうち測量・地質調査並びに屋外での作業を主とする維持管理業務

$$\begin{array}{ccccccc} \text{最低制限価格} & = & \text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2 & & \times & 0.85 & \times & 1.05 \\ & & & & & & & 3 \end{array}$$

平均入札額は、予定価格以内で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定においては、予定価格の80%未満の入札書は予定価格の80%と見なして算出する。なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の80%の額として算出する場合も同様とする。



H21.5.1以降公告または指名通知を発送するもの

$$\begin{array}{ccccccc} \text{最低制限価格} & = & \text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2 & & \times & 0.85 & \times & 1.05 \\ & & & & & & & 3 \end{array}$$

平均入札額は、予定価格以内で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定においては、予定価格の85%未満の入札書は予定価格の85%と見なして算出する。なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の85%の額として算出する場合も同様とする。

【計算例】

予定価格(税抜) 20,000千円				結 果	
	入札額(税抜)	平均入札額算出時の額 (平成21年5月1日以降)	これまで	平成21年5月1日以降	これまで
1 A社	19,000	19,000	19,000		
2 B社	18,400	18,400	18,400		
3 C社	18,000	18,000	18,000		
4 D社	17,200	17,200	17,200		
5 E社	○ 16,800	→ 17,000 (見なし)	16,800		
6 F社	○ 16,600	→ 17,000 (見なし)	16,600	落札(16,600 > 16,280)	
7 G社	○ 16,200	→ 17,000 (見なし)	16,200	失格(16,200 < 16,280)	落札(16,200 > 16,155)
8 H社	○ 16,000	→ 17,000 (見なし)	16,000	失格(16,000 < 16,280)	失格(16,000 < 16,155)
9 I社	○ 16,000	→ 17,000 (見なし)	16,000	失格(16,000 < 16,280)	失格(16,000 < 16,155)
10 J社	○ 15,900	→ 17,000 (見なし)	→ 16,000 (見なし)	失格(15,900 < 16,280)	失格(15,900 < 16,155)
	合計	174,600	170,200		
	平均入札額	17,460	17,020		
	最低制限価格	16,280	16,155		

H21. 5. 1以降の最低制限価格

最低制限価格(税抜) : (平均入札額 + 予定価格 × 2) / 3 × 0.85

$$= (17,460 + 20,000 \times 2) / 3 \times 0.85 = 16,280 \text{千円}$$

G、H、I、J社は最低制限価格を下回っているため失格

これまでの最低制限価格

最低制限価格(税抜) : (平均入札額 + 予定価格 × 2) / 3 × 0.85

$$= (17,020 + 20,000 \times 2) / 3 \times 0.85 = 16,155 \text{千円}$$

H、I、J社は最低制限価格を下回っているため失格

2

低入札価格調査制度における失格基準について

1) 対象工事

設計金額3千万円以上の工事

2) 調査基準価格の算定

土木工事	(電気通信設備工事及び機械設備工事も同様)	H21.7.1以降公告を発送するもの
調査基準価格	$= (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \times 1.05$	
建築工事		
調査基準価格	$= [(\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.7 + \text{一般管理費等} \times 0.3] \times 1.05$	

ただし、この算式により算出した価格が、
予定価格の9/10を超える場合は、予定価格の9/10を調査基準価格とする。
予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10を調査基準価格とする。

3)「失格基準価格」による判定

予定価格と入札参加者の入札金額を基に、失格基準価格を設定。これを下回れば失格。

$$\text{失格基準価格} = \frac{\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2}{3} \times 0.85 \times 1.05$$

※「最低制限価格」と同様、H20.6.1以降の公告から、0.8→0.85に引き上げ

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。ただし、平均入札額の算出においては、調査基準価格を下回った入札書は調査基準価格と見なして算出する。なお、失格基準価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。この算式により算出した価格が調査基準価格を超える場合は、調査基準価格を失格基準価格とする。

【入札例】 土木工事の場合

予定価格(税抜) 500,000千円

調査基準価格(税抜) : $(322,000 \times 0.95 + 40,000 \times 0.9 + 90,000 \times 0.7 + 48,000 \times 0.3)$

= 419,300千円

(単位:千円)

	入札額	見なし額	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	結果
県積算額	500,000		322,000	40,000	90,000	48,000	
A社	450,000	450,000	295,000	35,000	80,000	40,000	
B社	430,000	430,000	280,000	40,000	70,000	40,000	次項参照
C社	422,000	422,000	290,000	35,000	70,000	27,000	
※ D社	413,000	419,300	290,000	40,000	70,000	13,000	
※ E社	350,000	419,300	230,000	30,000	60,000	30,000	失格
※ F社	300,000	419,300	240,000	30,000	20,000	10,000	失格
平均入札額		426,650					

D社、E社、F社が調査基準価格を下回っており低入札価格調査制度の調査対象となる。

失格基準価格(税抜) : $(426,650 + 500,000 \times 2) / 3 \times 0.85 = 404,217$ 千円

E社、F社は失格基準価格(404,217千円)を下回っているため失格

4)「工事費内訳書における数値的判断基準」による判定

工事費内訳書における各費目毎の判断基準を一つでも満たさない場合は失格。

直接工事費が発注者の設計金額の75%以上
 共通仮設が発注者の設計金額の70%以上
 現場管理費が発注者の設計金額の60%以上
 一般管理費等が発注者の設計金額の30%以上

【入札例】 土木工事の場合

(単位:千円)

	入札額	直接工事費	共通仮設	現場管理費	一般管理費等	結果
県積算	500,000	322,000	40,000	90,000	48,000	
数値的判断基準		$\times 0.75$	$\times 0.70$	$\times 0.60$	$\times 0.30$	
		241,500	28,000	54,000	14,400	
A社	450,000	295,000	35,000	80,000	40,000	
B社	430,000	280,000	40,000	70,000	40,000	
C社	422,000	290,000	35,000	70,000	27,000	
※ D社	413,000	290,000	40,000	70,000	13,000	× 失格

調査基準価格を下回っているD社について各費目毎に数値的判断基準と比較

一般管理費等が数値的判断基準を満たしていないため失格

平成21年度 入札・契約制度及びその運用の改善について

項 目	平 成 2 1 年 度 か ら 実 施	備 考
1 優れた技術を有する企業の育成	① 優れた工事成績を有する企業を評価 総合評価項目に新たに優良工事の加算項目を追加 〔(平成21年度表彰者に対し、平成22年度より実施)〕	(現行) 格付け点で優良工事を評価
2 地元企業の育成と競争力の確保	① 格付けにおける評価対象拡大 ・ ISO認証取得等の対象拡大 「エコアクション21」を新たに評価対象に追加 (H22年度より実施) ・ 企業のCPD取得を評価対象に追加 (H22年度より実施) ② 企業の工事成績評定点の評価区分の細分化 (8段階で評価) ③ 地域貢献度評価の対象拡大 ISO認証取得の状況に、「エコアクション21」を対象に追加 〔(H22年度より実施)〕 ④ 地域の建設業の育成、支援 (地域性を反映) ・ 地域精通度で評価対象とする営業所所在地に、新たな区分を追加 ・ 地域のエリアの大小、業者数に配慮 ⑤ 配置予定技術者のきめ細かな評価 ・ 工事成績評価対象を国直轄工事にも拡大 ・ 工事成績評価点の見直し ・ CPD取得の評価条件を緩和 (平成21年1月実施) ⑥ 若手技術者の育成 資格取得後の経験年数要件を緩和	(現行) ISO9000's、ISO14001を評価 (現行) 5段階で評価 (現行) プライ活動、災害活動の実績、ISO 認証取得の状況の評価 (現行) 評価対象地域は、工事箇所と同一 地域あるいは県内 (現行) 県発注工事を対象 (現行) 1級土木取得後10年、5年を評価 2級土木取得後10年を評価
3 ダンピング防止対策の強化	① 3千万円未満の工事及び測量、地質調査等の業務委託に対して 適用している最低制限価格を見直す。 (予定価格×2+平均入札額)/3×0.85 ※平均入札額の算定で、予定価格の85%未満の入札書は、85%と見なして算出。 ② コンサルタント業務(500万円未満の設計委託業務)への最低制限価格制度の 導入 (試行)	(現行) 最低制限価格＝ (予定価格×2+平均入札額)/3×0.85 ※平均入札額の算定で、予定価格の80% 未満の入札書は、80%と見なして算出。 (現行) 最低制限価格制度の対象外

項 目	平 成 2 1 年 度 か ら 実 施	備 考
4 環境施策の反映 ①総合評価における環境配慮の評価	① 「優良産業廃棄物処理業」認定業者による公共工事での処理を評価 (H22年度から試行) ② 格付け及び総合評価のISO等認証取得対象に「エコアクション21」を追加 (再掲)	
5 建設業支援 ①資金調達の円滑化 ②下請セーフティネットの構築 ③緊急相談窓口の設置 ④巡回相談の実施 ⑤企業負担の軽減 ⑥公共事業の平準化 ⑦雇用創出の取組	① 「地域建設業経営強化融資制度」の創設 (平成21年1月実施) ② 下請セーフティネットの構築 ③ 「建設業緊急相談窓口」の設置 (平成21年1月実施) ④ 建設業支援のため、県内各部ブロックで「建設業支援巡回相談会」の実施 ⑤ 書類の省略、簡略化及び協議等への素早い対応の実施 ⑥ 発注の「平準化」による、切れ目のない事業執行の実施 ⑦ 施工方法の見直し、県産材の活用等による雇用創出	
6 業務委託の改善 ①委託業者の格付け公表 ②最低制限価格の対象業種拡大 ③技術者要件の強化	① 業務委託業者の格付けを公表 (試行) ② コンサルタント業務への最低制限価格制度の導入 (再掲) ③ 品質確保のため、管理技術者、照査技術者要件を強化	(現行) 未公表 (現行) 最低制限価格制度の対象外
7 公共事業の電子情報化拡大 ①電子納品の本格実施	① 3千万円以上の工事は、原則として電子納品とする。	(現行) 委託業務で実施中
8 専門工事業者の格付け基準点の見直し	① 競争性を確保した適格業者選定のため、専門工事業者の格付け基準点を見直す。	(現行) 平成12年度の格付け基準点を適用

九建日報

21.7.-1

最低制限価格を改正

福岡県に準じ70～90%へ

うきは市

うきは市は、最低制限価格制度を改正する。福岡県に準じた算式を導入し、予定価格の70～90%の範囲で設定する。6月15日以降の発注案件から適用を開始しており、7月2日に開札する案件が初弾となる。

市では、公共投資の減少等により、競争の激化や品質確保、下請け業者へのし

わ寄せが懸念されている。この状況を踏まえ、最低制限価格を福岡県に準じて設定する。

最低制限価格は、改正前

が直接工事費×100%+共通仮設費×100%+現場管理費×20%の算式となっていたものを、改正後では直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理

費×70%+一般管理費×30%で算出し、予定価格の70～90%の範囲で設定する。6月15日の発注案件から適用を開始している。

また、市では設計金額500万円以上で条件付一般競争入札と郵便入札を実施するとともに、500万円未満については指名競争入札で直接入札を行っている。予定価格と最低制限価格は福岡県に準じて事前公表で、指名業者については、事後公表としている。